

第4期

平成22年3月1日 ▶ 平成23年2月28日

定時株主総会 招集ご通知

開催日 平成23年5月26日 (木)

開催場所 ニューピアホール

会場が前回と異なっておりますので、末尾「会場のご案内」の略図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。

目次

第4期定時株主総会招集ご通知	…… 1
----------------	------

(第4期定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告

1.企業集団の現況に関する事項	…… 2
2.会社の株式に関する事項	…… 11
3.会社の新株予約権等に関する事項	…… 12
4.会社役員に関する事項	…… 17
5.会計監査人に関する事項	…… 20
6.会社の体制及び方針	…… 20

連結計算書類	…… 24
--------	-------

計算書類	…… 33
------	-------

監査報告書	…… 38
-------	-------

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件	…… 41
第2号議案 取締役7名選任の件	…… 42
第3号議案 監査役5名選任の件	…… 45
第4号議案 平成22年度役員賞与支給の件	…… 47

議決権行使についてのご案内	…… 48
---------------	-------

第4期定時株主総会会場のご案内	… 末尾
-----------------	------



代表取締役会長
兼最高経営責任者
奥田 務

代表取締役社長
茶村 俊一

このたびの東日本大震災で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。皆さまの安全と、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

J.フロント リテイリング株式会社

J.フロント リテイリング グループ 基本理念

- 私たちは、時代の変化に即応した高質な商品・サービスを提供し、お客様の期待を超えるご満足の実現を目指します。
- 私たちは、公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指します。

当社の概要

〈平成23年2月28日現在〉

商号：J.フロント リテイリング株式会社
本社所在地：東京都中央区銀座六丁目10番1号
設立：平成19年9月3日
事業内容：百貨店業等の事業を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理並びにそれに付帯する業務

資本金：300億円
発行可能株式総数：2,000,000,000株
発行済株式の総数：536,238,328株



JFRのシンボルについて

日の丸をモチーフにした円形の中に、社名「J.フロント リテイリング」の頭文字「JFR」で富士山を描きました。百貨店事業を核に、質量ともに日本を代表する小売業のリーディングカンパニーを目指す強い意志を表現しています。

株主の皆さまへ

東京都中央区銀座六丁目10番1号
J.フロントリテイリング株式会社
代表取締役社長 茶村 俊一

第4期定時株主総会招集ご通知

謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、下記のとおり第4期定時株主総会を開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年5月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番1号 ニューピアホール

会場が前回と異なっておりますので、末尾「会場のご案内」の略図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項 1. 第4期（平成22年3月1日から平成23年2月28日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第4期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役5名選任の件
第4号議案 平成22年度役員賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

48頁から49頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- * 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- * 当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、いずれの場合でも、平成23年5月25日（水曜日）18時までには到着するよう、お手続きいただきたく、お願い申し上げます。（48頁から49頁の【議決権行使についてのご案内】を併せてご覧ください。）
- * 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.j-front-retailing.com/>）に掲載させていただきます。

===== 大阪・名古屋の中継会場にご来場の株主さまへ =====

大阪・名古屋の中継会場は会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場にご来場の場合は、議決権行使書もしくはインターネットにより、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、入場票を中継会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

■ ■ ■ 事業報告 (平成22年3月1日から平成23年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済は、企業収益の改善など持ち直しの動きが見られましたが、デフレが継続するなか、雇用・所得環境は依然として厳しく、回復感に乏しいうちに推移いたしました。

百貨店業界では、業種・業態間の熾烈な競争に加えて、消費者の価値観の変化や根強い節約志向などにより、売上高は前年実績を下回る状況で推移いたしました。

このような状況下、当社グループは、昨年3月に百貨店事業の大丸と松坂屋の合併で1業種1社体制を完成させ、新たなグループ経営体制のもと課題解決にスピードをあげて取り組みました。

百貨店事業では、「新百貨店モデル」の早期確立を目指し、従来の百貨店の枠にとらわれない、マーケット変化に対応した新しい店づくりを進めるとともに、高効率で生産性の高い店舗運営体制の構築に取り組みました。

また、将来の経営基盤強化を図るため、激化する大阪梅田地区での競合に対応して大丸梅田店増床計画を推進したほか、大丸東京店増床計画などに取り組みました。一方、松坂屋名古屋駅店を8月29日に営業終了し、博多大丸長崎店については本年7月末日(予定)をもって営業を終了することを決定いたしました。

グループ全体の成長に向けた取り組みでは、さらなる成長が期待できるインターネットを中心と

する通販事業の強化に向け、大丸松坂屋百貨店の通販事業の一部を大丸ホームショッピングへ集約し、本年3月から社名をJFRオンラインとして新たにスタートいたしました。加えて、若い女性に支持されている雑貨小売業「プラザ」を展開する株式会社スタイリングライフ・ホールディングスの株式を本年3月に取得し、持分法適用関連会社化いたしました。

また、経費削減に向けた取り組みでは、委託業務のさらなる内製化によるコストの低減や施設の集約化など、経費構造の一層の見直しを図るとともに、グループ各社に対するコストコントロールを強化し、経費の効率化を推進いたしました。

加えて、人的生産性の向上に向けても、要員のグループ内最適配置によるスリム化と少数精鋭化を推進するなど、組織・要員構造改革にグループ全体で取り組みました。

以上のような諸施策に取り組みました結果、当期の連結業績の売上高は3.3%減の9,501億2百万円となりましたが、販売費及び一般管理費の圧縮により、営業利益は9.4%増の203億23百万円、経常利益は5.6%増の210億92百万円となりました。

また、特別利益として松坂屋名古屋駅店の退店受入金、投資有価証券売却益などを計上し、特別損失として売場改装等に伴う固定資産処分損、投

資有価証券評価損などを計上いたしました結果、当期純利益は8.5%増の88億62百万円となりました。

なお、期末配当金につきましては、1株につき3円50銭とさせていただきます。これにより中間配当を加えた年間配当金は7円となります。

事業の種類別セグメントの業績は、以下のとおりであります。

■百貨店事業

当事業では、従来からの課題である「マーケット対応力の弱さ」と「高コスト・低収益構造」を克服するために「新百貨店モデル」の確立に全力で取り組みました。

マーケット対応力強化の取り組みでは、幅広い年齢層のお客様への品揃え強化と商品価格帯見直しによる値ごろ感の充実を図りました。特にターゲットやコンセプトを明確にした売場づくりを行い、お客様にひと目で自分の価値観やライフスタイルに合っていると感じていただける「スペシャリティゾーン」の構築に取り組みました。その代表例として、大丸心齋橋店で導入以来好評のヤングレディスファッション「うふふガールズ」は、大丸京都店、大丸神戸店、松坂屋銀座店でも展開し、20代・30代女性のご来店とお買い上げを大幅に増加させました。加えて大丸京都店では、これまで以上に地域のお客様のニーズに対応するため、「スペシャリティゾーン」としての婦人特選売場「インターナショナルブティック&サロン・ド・グウ」、婦人靴売場「シンデレラアベニュー」、

食品フロア「大丸ごちばら館」を構築・強化いたしました。また、松坂屋銀座店へのファストファッション「フォーエバー21」や家電量販店「ラオックス」の導入など、従来の百貨店の枠にとられない売場づくりと顧客層の拡大にも取り組みました。

一方、生産性の高い店舗運営を目指して、仕入・販売業務を主に取引先が行う「ショップ運営」と百貨店自らが行う「自主運営」の2つの売場運営形態に分類し、それぞれの特性に合わせたオペレーションの確立と要員配置、人材育成などに取り組みました。

なお、大規模増床を行った大丸梅田店では、「新百貨店モデル」の集大成として、数多くの「スペシャリティゾーン」の構築や効率的な店舗運営の実現に取り組みました。

販売促進活動では、全店で春と秋に開催した「サンクスフェスティバル」や、「松坂屋創業400周年」の記念イベントなど、話題性の高い企画を実施したほか、新たなコミュニケーションツールとして、インターネットやメールを活用した「デジタル販促」にも積極的に取り組みました。さらに、カードによる固定客づくりをより重要な取り組みと位置づけ、「さくらパンダカード」や「うふふガールズカード」の発行による新たな会員拡大に努めました。

以上のような施策に取り組みましたが、当事業の売上高は、大丸梅田店の増床工事による売場面積の半減や松坂屋岡崎店、松坂屋名古屋駅店の閉鎖などの影響により、2.8%減の7,393億11百万円となりました。しかしながら、販売費及び一般

管理費の削減に取り組みました結果、営業利益は14.3%増の148億53百万円となりました。

■スーパーマーケット事業

ピーコックストアは、地域に密着した高質食品スーパーマーケットを目指し、食の安全・安心に加え、値ごろ感のあるオリジナル商品の拡充や、誕生50周年記念企画商品の提供に取り組みました。また、地域のマーケット変化に対応して、泉北晴美台店（大阪府堺市）、高野台店（東京都練馬区）をはじめとする店舗改装を実施したほか、1月には、建替えのため閉鎖しておりました中野店（東京都中野区）を再オープンいたしました。しかしながら、将来の商圈動向を踏まえて閉鎖した5店舗の影響もあり、売上高は3.9%減の1,184億62百万円、営業利益は80.2%減の2億82百万円となりました。

■卸売事業

大丸興業は、アセアン諸国を中心とした海外での新規商材調達や国内での販路拡大に取り組むなか、金属樹脂加工品や食品の一部分野では回復の動きもありましたが、全般的に市場環境は依然厳しく、売上高は13.9%減の544億45百万円、営業利益は13.1%減の22億35百万円となりました。

■その他事業

その他事業では、大都市圏を中心に各種商業施設等の内装受注が増加したJ.フロント建装や、カード会員数拡大により収益が着実に伸びているJFRカード、また人材派遣業のディンプルが寄与し、売上高は14.4%増の927億37百万円、営業利益は52.1%増の42億63百万円となりました。

企業集団の事業セグメント別売上高、営業利益

(単位：百万円)

事業セグメント	第3期 (自平成21年3月1日 至平成22年2月28日)				第4期 (自平成22年3月1日 至平成23年2月28日)			
	売上高		営業利益		売上高		営業利益	
	実績	構成比 %	実績	構成比 %	実績	構成比 %	実績	構成比 %
百貨店業	760,919	77.4	12,995	69.9	739,311	77.8	14,853	73.1
スーパーマーケット業	123,258	12.6	1,429	7.7	118,462	12.5	282	1.4
卸売業	63,249	6.4	2,573	13.8	54,445	5.7	2,235	11.0
その他事業	81,044	8.3	2,803	15.1	92,737	9.8	4,263	21.0
消去	△45,938	△4.7	△1,216	△6.5	△54,854	△5.8	△1,312	△6.5
合計	982,533	100.0	18,584	100.0	950,102	100.0	20,323	100.0

百貨店業の商品別及び会社別、店別売上高は次のとおりであります。

百貨店業の商品別売上高

(単位：百万円)

商品別	金額	構成比	対前期増減率
		%	%
紳士服・洋品	52,577	7.1	△6.6
婦人服・洋品	215,080	29.1	△0.8
子供服・洋品	15,506	2.1	△4.7
呉服・寝具・その他衣料	14,691	2.0	△12.4
身回品	78,324	10.6	△4.9
家具	10,200	1.4	△5.1
家電	1,796	0.2	△8.4
家庭用品	25,471	3.4	△0.3
食料品	189,497	25.6	△3.3
食堂喫茶	21,598	2.9	△2.2
雑貨	79,475	10.8	△2.4
サービス	3,518	0.5	△25.5
その他	30,265	4.1	5.3
↓フロントリテイリング及びセグメント内消去	1,308	0.2	9.6
合計	739,311	100.0	△2.8

百貨店業の会社別、店別売上高

(単位：百万円)

会社別、店別	金額	構成比	対前期増減率	
		%	%	
株式会社 大丸 大丸松坂屋百貨店	大阪・心齋橋店	88,344	11.9	15.2
	大阪・梅田店	37,286	5.0	△31.1
	東京店	49,785	6.7	△6.2
	ららぽーと横浜店	3,791	0.5	△0.2
	浦和パルコ店	4,063	0.5	△0.6
	京都店	69,259	9.4	△1.2
	山科店	4,873	0.7	△10.5
	神戸店	80,381	10.9	△2.1
	新長田店	5,400	0.7	△0.5
	須磨店	10,194	1.4	4.8
	芦屋店	7,867	1.1	△1.4
	札幌店	54,497	7.4	6.6
	小計	415,745	56.2	△1.9
	松坂屋	名古屋店	109,860	14.9
上野店		49,376	6.7	2.3
静岡店		22,978	3.1	△2.4
銀座店		12,199	1.6	△14.6
高槻店		10,081	1.4	△21.1
名古屋駅店(注)		9,827	1.3	△6.3
豊田店		8,191	1.1	2.2
小計	222,514	30.1	△4.8	
小計	638,260	86.3	△2.9	
株式会社博多大丸	66,660	9.0	△1.9	
株式会社下関大丸	18,155	2.5	△4.4	
株式会社高知大丸	14,926	2.0	△3.4	
↓フロントリテイリング及びセグメント内消去	1,308	0.2	9.6	
合計	739,311	100.0	△2.8	

(注) 松坂屋名古屋駅店は平成22年8月29日に店頭営業を終了いたしました。

(2)設備投資の状況

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当連結会計年度中における設備投資の総額は、200億20百万円であります。主なものは、百貨店業では、大丸梅田店の増床関連工事90億30百万円（平成23年4月19日全館増床オープン）、大丸京都店本館の大規模改装工事34億45百万円などであります。また、スーパーマーケット業では、ピーコックストアの中野店新店工事3億42百万円などあります。

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

当連結会計年度末における継続中の主要設備の新設、拡充の主なものは、百貨店業では、銀座第2別館建替工事などあります。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(3)資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(4)対処すべき課題

今後につきましては、このたびの東日本大震災により、生産活動の停滞に伴う企業業績の悪化、消費マインドの冷え込みによる個人消費の低迷など、わが国の社会や経済は、多大な影響を長期間にわたって受けるものと予想されます。

こうした極めて厳しい、先行き不透明な経営環境のなか、当社グループは、まず何よりも震災による業績への影響を最小限に止めることに全力を傾けてまいります。

あわせて、将来に向けて成長・発展していくための課題であるマーケット対応力の強化に基づく「百貨店事業の競争力向上」と「グループ全体の成長力強化」にスピードをあげて取り組んでまいります。

百貨店事業の競争力向上につきましては、業態革新を目指す「新百貨店モデル」の確立を通じて、幅広い層のお客様から支持される魅力的な店づくりを各店舗で実現してまいります。特に、大阪梅田地区での競合激化への対応につきましては、4月19日全館増床オープンの大丸梅田店を「新百貨店モデル」の集大成として一層の魅力化を図り、地区内での競争力を強化してまいります。さらに、次年度秋以降の増床オープンを目指す大丸東京店は、東京駅周辺を訪れる来街者から幅広くご愛顧いただける店づくりを進めてまいります。

また、銀座六丁目地区再開発計画につきましては、引き続き計画を推進し、早期の着工を目指してまいります。

グループ全体の成長力強化に向けては、ピーコックストアの抜本的強化など既存事業の見直し・強化に加え、インターネット通販などの成長事業の育成に努めてまいります。さらに、グループ会社とした株式会社スタイリングライフ・ホールディングスとのシナジー効果の早期創出を図るとともに、新たな成長事業の開拓を進めてまいります。

加えて、あらゆる経費の削減に今後も継続して取り組むとともに、人的生産性や資産効率を中心に経営効率の抜本的向上に取り組んでまいります。

今後、各事業において、競争力、成長力、生産性を一段と高いレベルに引き上げることで、将来にわたるグループの成長・発展と企業価値の持続的な向上を実現してまいります。

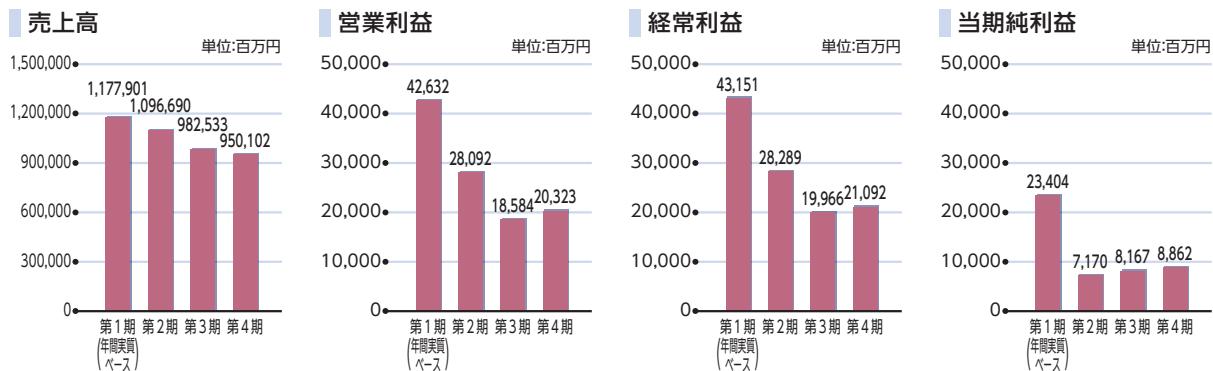
株主の皆さまにおかれましては、なにとぞ一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第1期	第2期 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	第3期 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	第4期 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)	第1期 (年間実質ベース)
売上高	1,016,402百万円	1,096,690百万円	982,533百万円	950,102百万円	1,177,901百万円
営業利益	39,717百万円	28,092百万円	18,584百万円	20,323百万円	42,632百万円
経常利益	39,812百万円	28,289百万円	19,966百万円	21,092百万円	43,151百万円
当期純利益	20,538百万円	7,170百万円	8,167百万円	8,862百万円	23,404百万円
1株当たり当期純利益	45円74銭	13円56銭	15円45銭	16円76銭	—
総資産	805,375百万円	776,616百万円	804,534百万円	775,029百万円	805,375百万円
純資産	315,854百万円	316,268百万円	323,506百万円	327,242百万円	315,854百万円

- (注) 1. 第1期は、平成19年3月1日から平成20年2月29日までの大丸グループ業績及び平成19年9月1日から平成20年2月29日までの松坂屋グループ業績を連結した数値であります。
2. 第1期(年間実質ベース)は、平成19年3月1日から平成20年2月29日までの大丸グループ業績及び松坂屋グループ業績を連結した年間実質ベースの数値であります。



② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第1期 (自 平成19年9月3日 至 平成20年2月29日)	第2期 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	第3期 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	第4期 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)
営業収益	7,653百万円	12,677百万円	12,437百万円	6,502百万円
営業利益	6,131百万円	6,698百万円	7,010百万円	4,353百万円
経常利益	5,753百万円	6,570百万円	6,994百万円	4,342百万円
当期純利益	5,906百万円	6,440百万円	7,048百万円	4,203百万円
1株当たり当期純利益	11円06銭	12円18銭	13円33銭	7円95銭
総資産	294,781百万円	281,491百万円	286,603百万円	284,001百万円
純資産	278,243百万円	279,762百万円	284,925百万円	283,551百万円

(6)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

(単位：百万円、%)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社大丸松坂屋百貨店	10,000	100.0	百貨店業
株式会社博多大丸	3,037	69.9	百貨店業
株式会社下関大丸	480	100.0	百貨店業
株式会社高知大丸	300	100.0	百貨店業
株式会社今治大丸	300	100.0	百貨店業
株式会社ピーコックストア	2,550	100.0	スーパーマーケット業
大丸興業株式会社	1,800	100.0	物品卸売業・輸出入業
株式会社J.フロント建装	100	100.0	建装工事請負業・家具製造販売業
JFRカード株式会社	100	100.0	クレジット業
株式会社大丸ホームショッピング	100	100.0	通信販売業
株式会社J.フロントフーズ	100	100.0	飲食店業
株式会社ディンプル	90	100.0	人材派遣業
株式会社大丸コム開発	50	100.0	不動産賃貸業・テナント業
株式会社消費科学研究所	450	100.0	商品試験業・品質管理業
株式会社JFR情報センター	10	100.0	情報サービス業
株式会社JFRオフィスサポート	100	100.0	事務処理業務受託業
株式会社JFRサービス	100	100.0	リース業・駐車場管理業
株式会社JFRコンサルティング	100	100.0	コンサルティング業
株式会社セントラルパークビル	100	85.7	駐車場業・不動産賃貸業
株式会社エンゼルパーク	400	49.8	駐車場業
株式会社大丸松坂屋友の会	100	100.0	前払式特定取引業

- (注) 1. 株式会社松坂屋は平成22年3月1日付で株式会社大丸を吸収合併しております。また、同日をもって社名を株式会社大丸松坂屋百貨店に変更しております。
2. 株式会社J.フロント建装は平成22年3月1日付で株式会社DHJを吸収合併しております。
3. 平成22年9月1日付で株式会社JFRコンサルティングを新規設立いたしました。
4. 株式会社大丸友の会は平成22年9月1日付で株式会社マツザカヤ友の会を吸収合併しております。また、同日をもって社名を株式会社大丸松坂屋友の会に変更しております。
5. 株式会社大丸ホームショッピングは平成23年3月1日付で株式会社大丸松坂屋百貨店より分割した通信販売事業の一部を承継しております。また、同日をもって社名を株式会社JFRオンラインに変更しております。
6. 株式会社今治大丸は平成21年2月28日に解散し、現在清算中であります。

(7) 主要な事業内容

百貨店業、スーパーマーケット業、卸売業及びその他の事業として建築工事請負業、通信販売業等

(8) 主要な営業所

(百貨店業)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
株式会社 大丸松坂屋百貨店	大阪 中央区	松坂屋 名古屋 店	名古屋 中区
大丸 大阪・心斎橋 店	大阪 北区	上野 店	東京都 台東区
大阪・梅田 店	大阪 北区	静岡 店	静岡県 葵区
東京 店	東京都 千代田区	高槻 店	大阪府 高槻市
ららぽーと横浜 店	横浜市 都筑区	豊田 店	愛知県 豊田市中区
浦和パルコ 店	さいたま市 浦和区	博多 店	福岡市 中央区
京都 店	京都市 下京区	下関 店	山口県 下関市
山科 店	京都市 山科区	高知 店	高知県 高知市
神戸 店	神戸市 中央区		
新長田 店	神戸市 長田区		
須磨 店	神戸市 須磨区		
芦屋 店	兵庫県 芦屋市		
札幌 店	札幌市 中央区		

(スーパーマーケット業)

名 称	所 在 地
株式会社 ピーコックストア	関東地区：東京都38、神奈川県8、千葉県4、埼玉県1 関西地区：大阪府18、京都府2、兵庫県14、奈良県1 中部地区：愛知県8

(卸売業)

名 称	所 在 地
大丸興業株式会社	本 社：大阪市中央区、東京都江東区 事務所：群馬県1、長野県1、愛知県1、大分県1、海外7

(その他の子会社)

本社：東京都1社、大阪市10社、名古屋市2社、愛知県岡崎市1社

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	員 数
百貨店業	4,841 人
スーパーマーケット業	1,029
卸売業	208
その他の事業	1,690
合 計	7,768

(注) 上記従業員のほかに、臨時従業員が期中平均で6,539人おります。

② 当社の従業員の状況

員 数	平均年齢
78 人	46.8 才

③ 主要な子会社の従業員の状況

名 称	員 数	平均年齢
株式会社 大丸松坂屋百貨店	3,971 人	43.1 才
株式会社 ピーコックストア	1,029	45.3
大丸興業株式会社	208	40.4

(10) 主要な借入先

企業集団の主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額	借入先	借入額
三菱東京UFJ銀行	33,570	日本政策投資銀行	9,552
三井住友銀行	13,900	りそな銀行	6,140
みずほ銀行	9,640	農林中央金庫	3,320

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 536,238,328株
 (3) 株主数 73,028名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	32,576 千株	6.16 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	32,178	6.08
日本生命保険相互会社	28,906	5.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	14,291	2.70
J.フロント リテイリング共栄持株会	14,222	2.68
第一生命保険株式会社	11,564	2.18
東京海上日動火災保険株式会社	8,369	1.58
J.フロント リテイリング従業員持株会	7,693	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	6,409	1.21
株式会社竹中工務店	5,725	1.08

(注) 持株比率は、自己株式（7,423千株）を控除して計算しております。

3.会社の新株予約権等に関する事項

(1)当事業年度末日において当社役員等が保有している、職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

J.フロント リテイリング株式会社第5回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

①新株予約権を保有する者の区分、人数（新株予約権の目的となる株式の数）

当社取締役（社外取締役を除く）	1名（17,000株）
当社社外取締役	1名（2,000株）
当社社外監査役	1名（2,000株）
子会社（株式会社エンゼルパーク）の取締役	1名（17,000株）

②新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり635,000円（株式1株当たり635円）

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり1,000円（1株当たり1円）

⑤新株予約権の行使期間

平成19年9月3日から平成38年7月14日まで

⑥新株予約権の主な行使条件

- イ. 新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員の内いずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。
- ロ. 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ハ. 新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員の内いずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- ニ. 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

⑦新株予約権の主な取得条項

特に定めない。

⑧新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑨有利な条件の内容

該当事項はない。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3)その他新株予約権等に関する重要な事項

① J.フロント リテイリング株式会社第1回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

- ・新株予約権の数
75個
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 105,000株（新株予約権1個につき1,400株）
- ・各新株予約権の発行価額
無償
- ・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり404円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年9月3日から平成24年5月23日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。
 - ロ. その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
 - ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から2年の経過をもって取得する。

② J.フロント リテイリング株式会社第2回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

- ・新株予約権の数
50個
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 70,000株（新株予約権1個につき1,400株）
- ・各新株予約権の発行価額
無償
- ・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり317円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年9月3日から平成25年5月22日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。
 - ロ. その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
 - ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から2年の経過をもって取得する。

③ J.フロント リテイリング株式会社第3回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

- ・新株予約権の数
220個
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 308,000株（新株予約権1個につき1,400株）
- ・各新株予約権の発行価額
無償
- ・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり699円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年9月3日から平成26年5月27日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。
 - ロ. その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
 - ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から2年の経過をもって取得する。

④ J.フロント リテイリング株式会社第4回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

- ・新株予約権の数
240個
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 336,000株（新株予約権1個につき1,400株）

- ・各新株予約権の発行価額
無償
- ・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり691円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年9月3日から平成27年5月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。
 - ロ. その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
 - ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から2年の経過をもって取得する。

⑤ J.フロント リテイリング株式会社第6回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

- ・新株予約権の数
300個
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 300,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ・各新株予約権の発行価額
無償
- ・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり794円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年7月15日から平成24年7月14日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役) 兼最高経営責任者	奥田 務	株式会社大阪証券取引所社外取締役 株式会社りそなホールディングス社外取締役
取締役社長 (代表取締役)	茶村 俊一	株式会社白洋舎社外取締役
取締役	山本 良一	株式会社大丸松坂屋百貨店代表取締役社長
取締役兼 常務執行役員	塚田 博人	経営計画事業統括部長
取締役兼 執行役員	林 俊保	業務統括部長
取締役	高山 剛	大同特殊鋼株式会社相談役
取締役	竹内 功夫	オーミケンシ株式会社社外取締役
監査役	古田 武	
監査役	清水 定彦	東邦瓦斯株式会社特別顧問
監査役	鶴田 六郎	弁護士 駿河台大学法科大学院教授 帝国ピストンリング株式会社社外取締役 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外監査役
監査役(常勤)	城戸 敏雄	
監査役(常勤)	中村 順司	

- (注) 1. 取締役高山剛、竹内功夫の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役古田武、清水定彦、鶴田六郎の3氏は、社外監査役であります。

(ご参考)

○平成23年2月28日現在の執行役員は次のとおりであります。

(取締役の兼務者を除く)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	斎藤 賀大	経営計画事業統括部長経営企画担当
執行役員	阪下 正敏	経営計画事業統括部長グループシステム戦略担当 兼株式会社大丸松坂屋百貨店執行役員業務本部システム企画部長 兼株式会社JFR情報センター代表取締役社長
執行役員	松田 伸治	経営計画事業統括部長開発事業担当
執行役員	清水 三樹夫	経営計画事業統括部長関連事業担当
執行役員	榎本 朋彦	経営計画事業統括部長通販事業担当 兼株式会社大丸ホームショッピング代表取締役社長
執行役員	平山 誠一郎	経営計画事業統括部長グループ組織要員政策担当 兼株式会社大丸松坂屋百貨店執行役員業務本部人事部長
執行役員	土井 和夫	業務統括部グループコスト政策担当 兼株式会社大丸松坂屋百貨店執行役員業務本部コスト構造改革推進部長 兼株式会社JFRコンサルティング代表取締役社長
執行役員	小澤 雅	業務統括部財務部長
執行役員	樋口 雅一	株式会社ピーコックストア代表取締役社長

(注) 平成23年3月1日付で、執行役員の「担当及び重要な兼職の状況」を次のとおり変更いたしております。

氏名	担当及び重要な兼職の状況
榎本 朋彦	株式会社JFRオンライン代表取締役社長

(2)取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人員	報酬等の総額
取締役	10名	232百万円
(うち社外取締役)	(2)	(21)
監査役	5	66
(うち社外監査役)	(3)	(28)
計	15	298

(注) 1. 支給人員及び報酬等の総額には、平成22年5月27日開催の第3期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

2. 報酬等の総額には、第4期定時株主総会において決議予定の役員賞与53百万円を含めております。

3. 上記のほか、当事業年度において、社外監査役が当社子会社から受けた報酬等の額は1百万円であります。

4. 平成20年5月定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、月額50百万円であります。

5. 平成20年5月定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は、月額7百万円であります。

(3)各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針の決定方法及び内容の概要

社外取締役が委員として参加する「人事・報酬委員会」に委ね、1年毎の業績に対応した成果・成功報酬型の仕組みを採っております。

(4)社外役員に関する事項

<社外取締役>

		高山 剛	竹内 功夫
ア.	重要な兼職の状況	大同特殊鋼株式会社相談役	オーミケンシ株式会社社外取締役
	当社との関係	特別な関係はありません。	特別な関係はありません。
イ.	特定関係事業者との関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。
ウ.	当事業年度における主な活動状況	当事業年度開催の取締役会15回のうち、12回に出席し、企業経営に関する豊富な経験・知見に基づき、大所高所から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。	当事業年度開催の取締役会15回のうち、13回に出席し、第三者の立場から経営意思決定に対し、適宜質問し、意見を述べております。
エ.	責任限定契約の内容の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 社外取締役高山剛氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。

<社外監査役>

		古田 武	清水 定彦	鶴田 六郎
ア.	重要な兼職の状況	該当事項はありません。	東邦瓦斯株式会社特別顧問	弁護士 駿河台大学法科大学院教授 帝国ピストンリング株式会社社外取締役 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外監査役
	当社との関係	特別な関係はありません。	特別な関係はありません。	特別な関係はありません。
イ.	特定関係事業者との関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。
ウ.	当事業年度における主な活動状況	当事業年度開催の取締役会15回のうち、14回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会14回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。	当事業年度開催の取締役会15回のうち、13回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。	当事業年度開催の取締役会15回のうち、13回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会14回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
エ.	責任限定契約の内容の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 上記の社外監査役3氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。

5.会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2)会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	78百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	183百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 上記金額には、非監査業務に係る報酬3百万円を含めて記載しております。

(3)非監査業務の内容

国際会計基準（IFRS）への移行等に係るコンサルティング業務

(4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項の解任事由に該当し、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じ、これらにより当該会計監査人の解任もしくは不再任が相当であると判断されるに至ったときは、監査役会においては、監査役全員の同意による会計監査人の解任を行うか、あるいは解任もしくは不再任を株主総会の目的とすることを取締役会へ請求することについて審議され、また取締役会においては、監査役会の意見を踏まえ、会計監査人の解任もしくは不再任を株主総会の目的とすることについて審議いたします。

6.会社の体制及び方針

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成22年3月1日の株式会社大丸と株式会社松坂屋の合併に伴う組織、役職等の変更に对应するため、平成22年2月25日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について下記のとおり改定・決議いたしました。

I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

(1)コーポレートガバナンス

- ①経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り、毎月1回以上開催する取締役会において行う。
- ②取締役会の意思決定、監視行為等について、経営トップから独立した判断を下し、適切な意思決定ができる独立性の高い社外取締役を置く。
- ③監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。
- ④有識経験者であり、客観的な立場から当社の経営を監視する社外監査役を招聘し、監査機能を強化する。

⑤取締役会、監査役会の他、以下の会議体を運営する。

グループ経営会議

(社内取締役で構成し、常勤監査役の出席を求め、グループ経営全般に関わる重要な方針・政策について審議・決定する。)

グループ戦略会議

(社内取締役で構成し、グループ経営に関する重要課題についての論議と方向付けを行う。)

グループ業績・戦略検討会

(社内取締役等で構成し、グループ業績及び関連する重要課題の論議、フォロー等を行う。)

グループ連絡会

(社内取締役等で構成し、グループ各社間の重要案件の情報共有等を行う。)

関連事業社長会議、SS事業社長会議

(百貨店を除くグループ各社の業績進捗確認と課題の確認及び情報共有を行う。)

⑥経営計画事業統括部、業務統括部を設置し、組織の役割・責任・権限の明確化を図るとともに、執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行の分離を図る。

(2)コンプライアンス

- ①グループの全役員・従業員に対して「JFRグループ理念」、「JFRグループ コンプライアンスマニュアル」を浸透させる。
- ②コンプライアンス経営に係る取締役会の諮問機関として、最高経営責任者（CEO）を委員長とし、顧問弁護士並びに委員長の指名する取締役及び監査役等をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置する。
- ③グループ各社にコンプライアンス推進担当部門、担当者を設置し、日常的に法令、社内規程に則った業務運営の監督、指揮を行う。
- ④コンプライアンス委員会は、社内規程、業務運営マニュアル、管理体制策定等の基盤整備に努めるとともに、各社コンプライアンス推進担当部門を通じた定期的な階層別コンプライアンス教育によりグループ全社に法令及び社内ルールを遵守する体制を強化する。なお、社内規程、マニュアル等はイントラネットに掲載することで、全役員・従業員がいつでも閲覧、確認できることとする。
- ⑤コンプライアンス委員会は、グループ各社のコンプライアンス推進担当者から各所管のコンプライアンス状況について定期的に報告を求め、適切な是正措置をとり、再発防止策を策定、これを実施させる。
- ⑥社外（顧問弁護士）にも通報窓口を置くJFRグループの内部通報システムとして、グループ各社で勤務するすべての者が利用できる「JFRグループ コンプライアンス・ホットライン」を設置する。
- ⑦内部監査室を設置し、当社及びグループ各社の業務監査を行い、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指導・啓蒙を行う。なお、重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。

(3)財務報告の適正性確保のための体制

会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。

II. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ①事業運営上のリスクについては、社長及び統括部長を統括責任者として、部門に即したリスクの評価・管理を行い、重要なリスクについては管理状況を取締役会に定期的に報告する。
- ②認識された事業運営上のリスクのうち特に重大な案件については、グループ戦略会議に監査役の出席を求め対応方針を審議・決定し、各所管部門がこれを実行することで、リスクの発生を防止する。
- ③大規模な地震、火災、事故等の有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

III. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ①取締役の職務の執行に係る以下の文書については、文書管理規程に基づき各所管部門が定められた期間、保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。
 - 1) 株主総会議事録と関連資料
 - 2) 取締役会議事録と関連資料
 - 3) 稟議書、申請書、報告書
 - 4) 財務報告に係る関係書類
- ②取締役が主宰する会議体の議事録と関連資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書については、所管部門が保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ①当社グループの経営組織として経営計画事業統括部と業務統括部を置き、統括部長には取締役が就くこととし、これをもって、取締役会の意思決定事項を執行役員に伝わりやすくし、迅速な業務執行を行う。
- ②最高経営責任者（CEO）、社長、及び統括部長は、各々の役割・責任・権限に基づき、経営目標、中長期計画の達成に向けて、これらの全役員・従業員への周知徹底、実行指示及び効率的な業務執行の監督を行う。また、経営目標、中長期計画に基づく各部門の目標達成の進捗状況については、グループ業績・戦略検討会等において報告を求め、管理する。
- ③全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、グループ経営会議、グループ戦略会議等を有効に活用し、取締役会の意思決定に資するものとする。

V. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ①社長及び統括部長はグループ各社に対し、必要と認められる業務についての適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
- ②社長及び統括部長はグループ各社に対し、グループ業績・戦略検討会、関連事業社長会議、SS事業社長会議等を通じて業務報告を求め、適正な業務執行を監督する。
- ③内部監査室が、グループ各社の日常業務について、内部監査を行い、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指導・啓蒙を行う。重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。

- ④コンプライアンス委員会は、グループ各社にコンプライアンス推進担当部門、担当者を設置し、会議体の活用により、グループ全社におけるコンプライアンス経営を統制する。
- ⑤当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められる場合には、グループ各社は、監査役又はコンプライアンス委員会に報告するものとし、監査役又はコンプライアンス委員会は取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、2号)

- ①監査役職務の補助は、専任の監査役付スタッフがこれを担当する。
- ②監査役付スタッフの任命、異動については、社内監査役との協議の上行う。
- ③監査役付スタッフの人事考課は、社内監査役との協議の上行う。

VII. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号、4号)

- ①取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ②監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議及び委員会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて役員・従業員にその説明を求めることができる。
- ③内部監査室は、監査役から依頼または請求があった場合には、必要な監査並びに監査報告書の提出、その他の業務を行う。
- ④監査役会は、監査役監査の環境整備、代表取締役との関係強化、監査役監査の経営に対するフィードバックのため、「監査役会規程」に則り、代表取締役との定期的会合等を持つ。

(2)株式会社の支配に関する基本方針

当社は、高い成長性と高収益・高効率を実現させ、「百貨店事業を核とした質量ともに日本を代表する小売業界のリーディングカンパニー」の地位確立を目指すことを経営の基本方針としております。かかる経営の基本方針こそが、当社の企業価値を高める根源であると考えており、株式大量保有者に対する取り組み等についての格別の定めはしておりません。

(3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全な財務体質の維持・向上を図りつつ、利益水準、今後の設備投資、キャッシュ・フローの動向等を勘案し、連結配当性向30%を目処に適切な利益還元を行うことを基本方針としております。また、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行などを目的として自己株式の取得も適宜検討してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成23年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	158,096	流動負債	246,190
現金及び預金	34,087	支払手形及び買掛金	76,310
受取手形及び売掛金	53,937	短期借入金	43,181
有価証券	1,484	未払法人税等	3,296
たな卸資産	30,382	前受金	17,463
繰延税金資産	13,020	商品券	41,727
その他	25,945	賞与引当金	6,352
貸倒引当金	△ 761	役員賞与引当金	164
		販売促進引当金	337
		商品券等回収損失引当金	9,179
		事業整理損失引当金	1,666
		その他	46,510
固定資産	616,933	固定負債	201,596
有形固定資産	498,678	長期借入金	65,476
建物及び構築物	135,763	繰延税金負債	95,717
土地	354,742	退職給付引当金	29,409
建設仮勘定	5,634	役員退職慰労引当金	65
その他	2,537	負ののれん	3,443
無形固定資産	18,466	その他	7,482
その他の他	18,466		
投資その他の資産	99,787	(純資産の部)	(327,242)
投資有価証券	26,884	株主資本	318,523
長期貸付金	1,505	資本金	30,000
敷金及び保証金	47,760	資本剰余金	209,605
繰延税金資産	7,764	利益剰余金	84,895
その他	18,650	自己株式	△ 5,976
貸倒引当金	△ 2,776	評価・換算差額等	△ 490
		その他有価証券評価差額金	△ 477
		繰延ヘッジ損益	△ 12
		新株予約権	115
		少数株主持分	9,093
資産合計	775,029	負債純資産合計	775,029

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成22年3月1日から平成23年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
商品売上高	944,140	950,102
不動産賃貸収入	5,962	
売上原価		
商品売上原価	718,067	720,514
不動産賃貸原価	2,447	
売上総利益		229,588
販売費及び一般管理費		209,265
営業利益		20,323
営業外収益		
受取利息	278	7,185
受取配当金	478	
持分法による投資利益	66	
その他の	6,362	
営業外費用		
支払利息	1,717	6,416
その他の	4,699	
経常利益		21,092
特別利益		
固定資産売却益	455	2,761
投資有価証券売却益	569	
退店受入金	1,600	
事業整理損失引当金戻入額	136	
特別損失		
固定資産処分損	3,382	9,200
投資有価証券評価損	1,434	
減損損失	1,097	
事業整理損	1,940	
事業構造改善費用	1,148	
その他の	197	
税金等調整前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税	4,550	5,489
法人税等調整額	938	
少数株主利益		300
当期純利益		8,862

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年3月1日から平成23年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等			新株 予約権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換 算差額等 合計			
平成22年2月28日残高	30,000	209,636	81,585	△5,991	315,231	△676	△60	△736	124	8,887	323,506
連結会計年度中の変動額											
剰余金の配当			△5,552		△5,552						△5,552
当期純利益			8,862		8,862						8,862
自己株式の取得				△53	△53						△53
自己株式の処分		△31		67	36						36
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						199	47	246	△9	205	443
連結会計年度中の変動額合計	—	△31	3,309	14	3,292	199	47	246	△9	205	3,736
平成23年2月28日残高	30,000	209,605	84,895	△5,976	318,523	△477	△12	△490	115	9,093	327,242

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[ご参考]

連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(平成22年3月1日から平成23年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,270
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,432
財務活動によるキャッシュ・フロー	△23,128
現金及び現金同等物に係る換算差額	△20
現金及び現金同等物の増減額	△10,311
現金及び現金同等物の期首残高	43,515
現金及び現金同等物の期末残高	33,204

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に
記載されている科目の金額との関係

(平成23年2月28日現在)

現金及び預金勘定 34,087百万円

預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △900百万円

現金及び現金同等物の範囲に含めた
有価証券 17百万円

現金及び現金同等物の期末残高 33,204百万円

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1)連結子会社 21社 (株式会社大丸松坂屋百貨店、株式会社博多大丸、株式会社ピーコックストア、大丸興業株式会社 他)

前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社大丸は、平成22年3月1日付で株式会社松坂屋に吸収合併され、社名を株式会社大丸松坂屋百貨店に変更しております。また、同じく連結子会社であった株式会社DHJは、同日付で株式会社J.フロント建装に吸収合併されております。加えて、同じく連結子会社であった株式会社マツザカヤ友の会は、平成22年9月1日付で株式会社大丸友の会に吸収合併され、社名を株式会社大丸松坂屋友の会に変更しております。さらに、株式会社JFRコンサルティングは、平成22年9月1日付で当社が新たに設立したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

- (2)非連結子会社 8社 (博多大丸友の会株式会社、株式会社博多大丸カードサービス 他)

非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1)持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

関連会社 5社 (株式会社白青舎、株式会社心斎橋共同センタービルディング、八重洲地下街株式会社、株式会社JPロジサービス、若宮大通駐車場株式会社)

- (2)持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社 8社 (博多大丸友の会株式会社、株式会社博多大丸カードサービス 他)

関連会社 1社 (有限会社五光)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

- (3)持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

主として売価還元法による低価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

- (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

建物及び構築物は定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

④販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未引換額に対し、過去の回収実績率に基づく将来の利用見込額を計上しております。

⑤商品券等回収損失引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

⑥事業整理損失引当金

関係会社の事業整理及び店舗閉鎖に伴う損失に備えるため、所要額を計上しております。

⑦退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年から12年）による定額法により按分した額を発生年度から費用処理しております。また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年から12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑧役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しております。

(4)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

(5)重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建営業債権債務、外貨建予定取引、借入金及び借入金の支払利息

③ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段について、毎連結会計年度末

に個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本・利率・期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。

(6)消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

(7)会計方針の変更

(退職給付に係る会計基準)

当連結会計年度より、「[退職給付に係る会計基準]の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。なお、この変更に伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(8)表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めておりました「事業構造改善費用」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。なお、前連結会計年度において特別損失の「その他」に含まれる「事業構造改善費用」の金額は868百万円であります。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは発生以後5年間で均等償却しており、金額の僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	227,100百万円
2. 担保に供している資産	
建物及び構築物	13,881百万円
土地	12,612百万円
投資有価証券	441百万円
担保に係る債務の金額	11,435百万円

3. 保証債務残高

大丸興業国際貿易(上海)有限公司 (大丸興業株式会社の子会社) 支払保証	100百万円
従業員住宅他融資の保証	54百万円
株式会社SDS企画(株式会社下関大丸の子会社) リース契約保証	17百万円
計	172百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 536,238,328株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)
平成22年4月13日 取締役会	普通株式	3,701
平成22年10月12日 取締役会	普通株式	1,851
1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
7.00	平成22年2月28日	平成22年5月7日
3.50	平成22年8月31日	平成22年11月22日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	
平成23年4月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	
配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
1,850	3.50	平成23年2月28日	平成23年5月9日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,157,000株

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金及び債券等に限定し、また、資金調達については銀行借入、社債発行及び債権流動化等による方針です。デリバティブは、外貨建金銭債権債務の為替変動リスク及び借入金、社債の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、敷金及び保証金は主に店舗の賃借に伴うもので、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握するとともに、株式の保有状況についても継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には外貨建てのものがあり為替変動リスクに晒されておりますが、当該リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

短期借入金及び債権流動化等は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、個別取引ごとのヘッジ効果を定期的に検証しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性

の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2) 参照

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1)現金及び預金	35,387	35,387	—
(2)受取手形及び売掛金	53,937	53,937	—
(3)有価証券及び投資有価証券			
①その他有価証券	21,329	21,329	—
②関連会社株式	1,237	484	△752
(4)敷金及び保証金	37,458	33,191	△4,267
(5)支払手形及び買掛金	(76,310)	(76,310)	—
(6)短期借入金	(31,549)	(31,549)	—
(7)長期借入金	(77,109)	(78,244)	1,135
(8)デリバティブ取引(※2)	(21)	(21)	—

(※1) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、(1)現金及び預金には1年超の定期預金を含めております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券については取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、1年内回収予定の敷金及び保証金を含めております。

(5)支払手形及び買掛金、並びに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、そのうちの一部は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(8)デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

金利スワップの特例処理及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金及び売掛金・買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金及び売掛金・買掛金の時価に含めて記載しております。(上記(7)参照)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品非上場株式(連結貸借対照表計上額 5,800百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

敷金及び保証金の一部(連結貸借対照表計上額10,705百万円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等が極めて困難と認められることから、時価算定の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のビル(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
117,820	112,958

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額等であり、その他の物件については指標等を用いて自社で調整を行った金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	601円62銭
2. 1株当たり当期純利益	16円76銭

(重要な後発事象に関する注記)

株式会社スタイリングライフ・ホールディングスの株式取得(持分法適用関連会社化)について

株式会社スタイリングライフ・ホールディングスの株式の取

得について、平成23年2月25日開催の取締役会決議に基づき、ソニー株式会社、三井物産株式会社、株式会社千趣会の3社と平成23年3月1日付で株式譲渡契約を締結し、また、平成23年3月28日開催の取締役会決議に基づき、東京急行電鉄株式会社と平成23年3月28日付で株式譲渡契約を締結し、平成23年3月30日に株式を取得いたしました。

1. 株式取得の目的

J.フロント リテイリンググループは、百貨店事業を核とした質・量ともに日本を代表する小売業界のリーディングカンパニーの地位確立を目指しております。

今回、株式を取得した株式会社スタイリングライフ・ホールディングス社（以下「SLH社」という。）は、「お客様へのライフスタイルの提供」「新しさへの取り組み・挑戦」という基本理念のもと、「プラザ」ブランドで若い女性層に支持される雑貨小売業をはじめ、化粧品の製造販売業、通信販売業、飲食・菓子製造販売業という主として4つの事業を展開しており、当社グループの店舗にも出店しております。

SLH社との連携を深めることで、当社グループは売場編集力の向上や若年顧客層の拡大などを通じ、主力の百貨店事業の競争力強化をはかるとともに、新しく有力な事業を加えることによるグループ全体としての成長力向上をはかることができると考えております。

今後、当社は、SLH社の親会社である株式会社東京放送ホールディングスと協力して、SLH社の企業価値向上に取り組んでまいります。

2. 株式取得の対象会社の概要

(1)名称	株式会社スタイリングライフ・ホールディングス
(2)所在地	東京都港区北青山2丁目12番2号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 内田 公夫
(4)事業内容	雑貨小売業、化粧品製造販売業の他、株式会社ライトアップショッピングクラブ（通信販売業）、株式会社CPコスメティクス（化粧品卸売業）、マキシム・ド・パリ株式会社（飲食・菓子製造販売業）の持株会社としての経営・財務・組織人事戦略の立案、コンプライアンス、IR、新規事業開発
(5)資本金	1,048 百万円

3-1. 株式取得の相手先の概要

(1)名称	ソニー株式会社
(2)所在地	東京都港区港南1丁目7番1号
(3)代表者の役職・氏名	代表執行役 ハワード・ストリンガー
(4)事業内容	電子・電気機械器具の製造、販売

3-2. 株式取得の相手先の概要

(1)名称	三井物産株式会社
(2)所在地	東京都千代田区大手町1丁目2番1号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 飯島 彰己
(4)事業内容	鉄鋼製品、金属資源、機械・プロジェクト、化学品、エネルギー、食料・リテール、コンシューマーサービス・情報産業、物流・金融市場の各分野における事業展開

3-3. 株式取得の相手先の概要

(1)名称	株式会社千趣会
(2)所在地	大阪市北区同心1丁目8番9号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田邊 道夫
(4)事業内容	カタログ事業、頒布会事業、その他事業

3-4. 株式取得の相手先の概要

(1)名称	東京急行電鉄株式会社
(2)所在地	東京都渋谷区南平台町5番6号
(3)代表者の役職・氏名	取締役社長 越村 敏昭
(4)事業内容	交通事業、不動産事業、リテール事業、レジャー・サービス事業、ホテル事業、その他事業

4. 株式取得前後の所有株式数、所有割合、取得価額、出資比率

(1)取得前所有株式数	0株 (所有割合0.0%)
(2)取得株式数	72,786株 (取得価額9,826百万円)
(3)取得後所有株式数	72,786株 (所有割合48.5%)
(4)取得後の出資比率	
株式会社東京放送ホールディングス	76,500株 (51.0%)
J.フロント リテイリング株式会社	72,786株 (48.5%)
スタイリングライフグループ持株会	714株 (0.5%)
合計	150,000株 (100.0%)

計算書類

貸借対照表 (平成23年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,562	流動負債	449
現金及び預金	234	未払費用	85
関係会社短期貸付金	6,335	未払法人税等	89
繰延税金資産	139	賞与引当金	95
その他	853	役員賞与引当金	53
		その他	126
固定資産	276,439	(純資産の部)	
有形固定資産	102	株主資本	283,436
建物及び構築物	102	資本金	30,000
その他	0	資本剰余金	247,126
無形固定資産	58	資本準備金	7,500
ソフトウェア	54	その他資本剰余金	239,626
その他	4	利益剰余金	11,434
投資その他の資産	276,278	その他利益剰余金	11,434
投資有価証券	37	繰越利益剰余金	11,434
関係会社株式	275,832	自己株式	△5,124
繰延税金資産	228	新株予約権	115
その他	179	新株予約権	115
資産合計	284,001	負債純資産合計	284,001

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成22年3月1日から平成23年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
受取配当金	4,080	
経営指導料	2,421	6,502
一般管理費		2,149
営業利益		4,353
営業外収益		
受取利息	23	
その他	16	40
営業外費用		
その他	50	50
経常利益		4,342
税引前当期純利益		4,342
法人税、住民税及び事業税	8	
法人税等調整額	131	139
当期純利益		4,203

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年3月1日から平成23年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					自己株式	株主資本 合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	繰越利益 剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他 利益剰余金					
平成22年2月28日残高	30,000	7,500	239,649	12,783	△5,131	284,801	124	284,925	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△5,552		△5,552		△5,552	
当期純利益				4,203		4,203		4,203	
自己株式の取得					△51	△51		△51	
自己株式の処分			△22		59	36		36	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							△9	△9	
事業年度中の変動額合計	-	-	△22	△1,349	7	△1,364	△9	△1,373	
平成23年2月28日残高	30,000	7,500	239,626	11,434	△5,124	283,436	115	283,551	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のないもの	移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
-----	---------------------------------
2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	
建物及び構築物	定額法
その他	定率法
無形固定資産（リース資産を除く）	
定額法	ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。
3. 引当金の計上基準

賞与引当金	従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 33百万円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 6,335百万円 |
| 3. 保証債務残高 | |
| 株式会社JFRオフィスサポート | |
| 短期借入金に対する保証 | 27,200百万円 |

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|------------|----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業収益 | 6,502百万円 |
| 一般管理費 | 121百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 38百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	536,238,328株
------	--------------
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	7,423,947株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	38百万円
未払保険料	5百万円
未払事業税	30百万円
税務上の繰越欠損金	279百万円
その他	12百万円
繰延税金資産合計	367百万円

繰延税金資産の純額 367百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	139百万円
固定資産－繰延税金資産	228百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記) (貸借対照表に計上したものを除く)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	4百万円	3百万円	1百万円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	0百万円
1年超	0百万円
合計	1百万円

(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	0百万円
減価償却費相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等 (単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係
子会社	株式会社大丸松坂屋百貨店	直接 100%	役員の兼任 経営指導
子会社	株式会社JFR オフィスサポート	直接 100%	役員の兼任 経営指導

取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高
経営指導料の受取(注1)	1,880	-	-
経営指導料の受取(注1)	8	短期貸付金	6,335
資金の貸付(注2)	5,727		
利息の受取(注2)	23		
債務保証の実施(注3)	27,200		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営指導料については、契約条件により決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 金融機関からの要請に基づき、株式会社JFRオフィスサポートの債務に対し、必要と認められる保証を行っております。

(注4) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	535円99銭
2. 1株当たり当期純利益	7円95銭

独立監査人の監査報告書

平成23年4月8日

J.フロント リテイリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西原 健二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安田 豊	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木 健次	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 幸宏	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、J.フロント リテイリング株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J.フロント リテイリング株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年4月8日

J.フロント リテイリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西原 健二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安田 豊	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木 健次	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 幸宏	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、J.フロント リテイリング株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年4月11日

J.フロント リテイリング株式会社 監査役会

常勤監査役	城 戸 敏 雄	Ⓔ
常勤監査役	中 村 順 司	Ⓔ
社外監査役	古 田 武	Ⓔ
社外監査役	清 水 定 彦	Ⓔ
社外監査役	鶴 田 六 郎	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

当社における事業内容の多角化及び今後の拡大に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分_____は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり)
(1) (省 略)	(1) (現行どおり)
(30) (省 略)	(30) (現行どおり)
(新 設)	<u>(31)</u> 経営に関するコンサルタント業
<u>(31)</u> (省 略)	<u>(32)</u> (現行どおり) (号数のみ1号繰り下げ)

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の利害関係
1	おく だ つとむ 奥 田 務 (昭和14年10月14日生)	昭和39年4月 株式会社大丸入社 平成3年9月 株式会社大丸オーストラリア マネジングダイレクター 平成7年5月 株式会社大丸取締役 平成8年5月 同社常務取締役 平成9年3月 同社取締役社長 平成13年9月 同社本社百貨店業務本部長 兼本社札幌出店計画室長 兼本社業務改革推進室長 平成15年3月 同社グループ本社百貨店事業本部長 平成15年5月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者 平成18年6月 株式会社大阪証券取引所社外取締役（現任） 平成18年6月 株式会社りそなホールディングス社外取締役（現任） 平成19年9月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者 当社百貨店事業政策部長 平成22年3月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者（現任）	102,400株	なし
2	さ むら しゅん いち 茶 村 俊 一 (昭和21年1月31日生)	昭和44年3月 株式会社松坂屋入社 平成10年5月 同社静岡店長 平成11年5月 同社取締役 名古屋事業部長兼名古屋店長 平成12年5月 同社常務取締役 平成14年5月 同社専務取締役 平成15年5月 同社本社営業本部長 平成16年5月 同社代表取締役 同社専務執行役員本社経営企画室長 平成16年9月 同社本社経営企画室長兼内務業務改革室長 平成17年3月 株式会社白洋舎社外取締役 平成18年3月 株式会社松坂屋本社経営企画室長 平成18年5月 同社社長執行役員 平成18年9月 株式会社松坂屋ホールディングス代表取締役社長 平成19年5月 株式会社松坂屋営業統括本部長 平成19年9月 当社取締役 当社銀座再開発担当 株式会社大丸取締役 平成20年5月 株式会社松坂屋代表取締役社長 平成22年3月 当社代表取締役社長（現任）	97,200株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の利害関係
3	やま もと りょう いち 山本良一 (昭和26年3月27日生)	昭和48年4月 株式会社大丸入社 平成13年2月 同社理事 本社百貨店業務本部営業改革推進室長 兼営業企画室長 平成15年3月 同社グループ本社百貨店事業本部商品ネットワーク 推進部長 平成15年5月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 兼グループ本社百貨店事業本部長 平成17年3月 同社グループ本社首都圏新規事業開発室長 平成19年1月 同社グループ本社百貨店事業本部梅田新店計画室長 平成19年9月 当社取締役(現任) 当社営業改革・外商改革推進担当 株式会社大丸本社百貨店事業本部長 兼梅田新店計画室長 株式会社松坂屋取締役 株式会社大丸本社営業本部長 平成20年3月 株式会社大丸本社百貨店代表取締役社長(現任) 平成22年3月	84,600株	なし
4	つか だ ひろ と 塚田博人 (昭和23年3月1日生)	昭和45年4月 株式会社大丸入社 平成11年1月 同社理事 京都店長 平成13年5月 同社取締役 平成15年3月 同社グループ本社経営計画本部経営企画部長 平成15年5月 同社取締役退任 同社執行役員 平成17年5月 同社取締役 グループ本社経営計画本部長 平成18年1月 同社グループ本社梅田新店計画室長 平成19年3月 同社グループ本社統合準備推進室長 平成19年5月 同社常務執行役員 平成19年9月 当社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任) 経営計画本部長兼銀座再開発副担当 平成22年3月 当社経営計画事業統括部長(現任)	49,800株	なし
5	はやし とし やす 林俊保 (昭和24年2月12日生)	昭和47年3月 株式会社松坂屋入社 平成15年5月 同社本社財務部長代理 平成18年5月 同社執行役員財務経理部長 平成18年9月 株式会社松坂屋ホールディングス執行役員財務室長 株式会社松坂屋執行役員財務経理部長 平成19年5月 株式会社松坂屋取締役執行役員財務経理部長 平成20年3月 同社事務サポート部長兼財務部長 平成20年9月 同社業務統括室副室長(財務担当) 平成21年1月 同社業務統括室長 株式会社大丸取締役 平成22年3月 当社執行役員(現任) 業務統括部長(現任) 平成22年5月 当社取締役(現任) 平成23年3月 株式会社白洋舎社外取締役(現任)	28,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の利害関係
6	高山剛 (昭和11年7月30日生)	昭和35年4月 大同製鋼株式会社入社 平成2年6月 大同特殊鋼株式会社取締役 平成4年6月 同社常務取締役 平成6年6月 同社専務取締役 平成8年6月 同社代表取締役副社長 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成16年6月 同社代表取締役会長 平成18年5月 株式会社松坂屋社外取締役 平成18年9月 株式会社松坂屋ホールディングス社外取締役 平成19年9月 当社社外取締役(現任) 平成21年6月 大同特殊鋼株式会社相談役(現任)	11,000株	なし
7	竹内功夫 (昭和19年9月7日生)	昭和42年4月 株式会社三菱銀行入行 平成6年6月 同社取締役 平成8年4月 (合併) 株式会社東京三菱銀行取締役 平成9年6月 同社取締役退任 平成9年6月 東里株式会社取締役社長 平成11年6月 富士紡績株式会社社外監査役 平成14年5月 エムティーインシュアランスサービス株式会社 (平成13年4月東里株式会社から社名変更) 取締役社長退任 平成14年6月 富士紡績株式会社社外監査役退任 平成14年6月 日本電池株式会社常務取締役 平成15年8月 同社常務取締役退任 平成16年6月 三菱レイヨン株式会社監査役 平成20年5月 当社社外取締役(現任) 平成20年6月 三菱レイヨン株式会社監査役退任 平成20年6月 オーミケンシ株式会社社外取締役(現任)	5,000株	なし

- (注) 1. 高山剛氏及び竹内功夫氏は社外取締役候補者であります。なお、高山剛氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届け出ております。
2. 高山剛氏及び竹内功夫氏を社外取締役候補者とした理由について
- (1)高山剛氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験・実績、見識を有しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外取締役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。
- (2)竹内功夫氏は、金融機関、事業法人の経営者としての豊富な経験・実績、見識を有しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外取締役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。
3. 社外取締役に就任してからの年数について
高山剛氏の当社の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約3年9ヶ月であります。また、竹内功夫氏の当社の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約3年であります。

第3号議案 監査役5名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（5名）が任期満了となりますので、監査役5名の選任をお願いいたします。本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の利害関係
1 ※	あら い けん じ 荒井 健 治 (昭和26年11月30日生)	昭和51年4月 株式会社大丸入社 平成9年9月 株式会社博多大丸経営計画部部长 平成13年5月 同社取締役 経営戦略室長 平成14年3月 同社経営戦略室副室長兼総務統括部長 平成16年2月 同社常務取締役（現任） 経営戦略室長 平成16年3月 同社長崎店長（現任）	9,000株	なし
2 ※	にし はま つよし 西 浜 確 (昭和27年2月21日生)	昭和50年3月 株式会社松坂屋入社 平成18年5月 同社理事 岡崎店長 平成19年3月 同社豊田店長 平成19年9月 同社総合企画室室長代理 平成21年3月 同社名古屋駅店長 平成22年3月 当社業務統括部総務部長（現任） 株式会社大丸松坂屋百貨店CSR推進室長（現任）	14,100株	なし
3	つる た ろく ろう 鶴 田 六 郎 (昭和18年6月16日生)	昭和45年4月 東京地方検察庁検事 平成17年4月 名古屋高等検察庁検事長 平成18年6月 退官 平成18年7月 弁護士登録 平成18年10月 千葉大学法科大学院教授 平成19年5月 株式会社大丸社外監査役 平成19年6月 帝国ピストンリング株式会社社外取締役（現任） 平成19年9月 当社社外監査役（現任） 平成20年9月 千葉大学法科大学院教授辞任 平成21年4月 駿河台大学法科大学院教授（現任） 平成22年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外監査役（現任）	3,400株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の利害関係
4 ※	のむらあきお 野村明雄 (昭和11年2月8日生)	昭和33年4月 大阪瓦斯株式会社入社 昭和63年6月 同社取締役 平成元年6月 同社常務取締役 平成3年6月 同社代表取締役専務取締役 平成6年6月 同社代表取締役副社長 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役会長 平成20年5月 株式会社大丸社外監査役 平成21年6月 大阪瓦斯株式会社相談役(現任) 平成22年3月 株式会社大丸松坂屋百貨店社外監査役(現任)	21,000株	なし
5 ※	なつめかずよし 夏目和良 (昭和16年7月7日生)	昭和40年4月 中部日本放送株式会社入社 平成11年6月 同社取締役 平成13年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社代表取締役社長 平成18年5月 株式会社松坂屋社外監査役 平成18年9月 株式会社松坂屋ホールディングス社外監査役 平成20年6月 中部日本放送株式会社代表取締役会長(現任) 平成22年3月 株式会社大丸松坂屋百貨店社外監査役(現任)	22,000株	なし

(注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。

2. 鶴田六郎氏、野村明雄氏、夏目和良氏の三氏は社外監査役候補者であり、現任の鶴田六郎氏については、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届け出ております。また、新任候補者の野村明雄氏、夏目和良氏についても届け出を予定しております。
3. 鶴田六郎氏、野村明雄氏、夏目和良氏を社外監査役候補者とした理由について
 - (1) 鶴田六郎氏は、法曹界出身者としての高い見識を有しており、社外監査役として、とくに法的な観点による客観的かつ公正な監査の執行、取締役会への助言を通して、当社のコーポレート・ガバナンス強化に資するところが大きいと判断したためであります。
 - (2) 野村明雄氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験・実績、見識を有しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外監査役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。
 - (3) 夏目和良氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験・実績、見識を有しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外監査役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。
4. 社外監査役に就任してからの年数について
鶴田六郎氏の当社の社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約3年9ヶ月であります。

第4号議案 平成22年度役員賞与支給の件

当期の業績、その他諸般の状況を総合的に勘案し、当期末時点における取締役7名（うち社外取締役2名）及び監査役5名に対し、役員賞与金を総額53,000,000円以内（うち、社外取締役分6,000,000円以内、監査役分13,000,000円以内）で支給いたしたいと存じます。各取締役及び監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決定に、監査役については監査役の協議によることといたします。

なにとぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上

【 議決権行使についてのご案内 】

【郵送による議決権の行使】

株主総会参考書類（41頁から47頁）をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、平成23年5月25日（水曜日）18時までに到着するよう折り返しご送付ください。

【インターネットによる議決権の行使】

当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、株主総会参考書類（41頁から47頁）をご検討くださいませ、画面の案内に従って、平成23年5月25日（水曜日）18時までに賛否をご入力ください。

1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

【当日株主総会にご出席の場合】

・議決権行使書のご郵送またはインターネットによる議決権行使はいずれも不要です。

【当日ご出席願えない場合】

- ・議決権行使書をご郵送される場合は、インターネットによる議決権行使は不要です。
- ・インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書のご郵送は不要です。

（当日大阪・名古屋の中継会場にご来場の場合）

中継会場は会社法上の株主総会の会場ではございません。つきましては、【当日ご出席願えない場合】と同様に、議決権行使書もしくはインターネットいずれかの方法により、あらかじめ議決権行使をお済ませのうえ、ご来場ください。

3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1)インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2)パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、OS・ブラウザ等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- (3) i モード、EZweb、Yahoo!ケータイのサービスを通じた議決権行使は、セキュリティ確保のため、暗号化通信 (SSL通信) 及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4)インターネットによる議決権行使は、平成23年5月25日 (水曜日) の18時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
※「i モード」は (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI (株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1)議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2)株主さま以外の第三者による不正アクセス (“なりすまし”) や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3)株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金・電話料金・パケット通信料等) は、株主さまのご負担となります。

システムに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
(通話料無料) 0120-173-027 (受付時間9:00~21:00)

《機関投資家の皆さまへ》

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

